

# 産地パワーアップ事業費 補助金交付要綱の制定について

〔 27生産第2392号  
平成28年1月20日  
農林水産事務次官依命通知 〕

改正 平成28年10月11日 28生産第1115号

この度、産地パワーアップ事業について、別紙のとおり産地パワーアップ事業費補助金交付要綱が定められたので、御了知の上、本事業の円滑かつ的確な実施に御配慮願いたい。

以上、命により通知する。

(別紙)

## 産地パワーアップ事業費補助金交付要綱

制 定 平成28年1月20日付け27生産第2392号  
農 林 水 産 事 務 次 官 依 命 通 知

(通則)

第1 産地パワーアップ事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、産地パワーアップ事業実施要綱（平成28年1月20日付け27生産第2390号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第899号）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成18年度予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道農政事務所長に委任した件（平成18年6月20日農林水産省告示第881号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第900号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2 補助金は、実施要綱別表のⅠ基金事業に必要な基金の造成（以下「基金事業」という。）及び同表のⅡ整備事業（以下「整備事業」という。）に必要な補助金を交付することを目的とする。

(交付の対象及び補助率)

第3 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、次に掲げる経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。

- (1) 基金事業対象経費（実施要綱第2の7に定める基金管理団体（以下「基金事業者」という。）が行う基金事業を実施するために必要な経費のうち補助金交付の対象として大臣が認める経費をいう。）
- (2) 整備事業対象経費（都道府県（以下「整備事業者」という。）が行う整備事業を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費をいう。）

2 基金事業対象経費及び整備事業対象経費の区分及びこれに対する補助率は、別表に定めるところによる。

(流用の禁止)

第4 別表の区分の欄に掲げる1及び2の事業に係る経費の流用及び1の事業における経費の欄に掲げる事業費と事務費の相互間における経費の流用をしてはならない。

(申請手続)

第5 交付規則第2条に規定する大臣が別に定める申請書類に関する事項は、基金事業にあつては別記様式第1号-1、整備事業にあつては別記様式第1号-2による交付申請書のとおりとする。

2 基金事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、交付申請書正副2部を大臣に提出しなければならない。

3 整備事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、交付申請書正副2部を地方農政局長等（北海道にあつては北海道農政事務所長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

4 基金事業者及び整備事業者は、2又は3の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税仕入控除税額」という。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付申請書の提出期限)

第6 交付規則第2条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、基金事業にあつては大臣、整備事業にあつては地方農政局長等が、それぞれ別に通知する日とする。

(交付決定の通知)

第7 大臣及び地方農政局長等は、第5の1の規定による交付申請書の提出があつたときは、審査のうえ、補助金を交付すべきものと認めるときは速やかに交付決定を行い、基金事業者及び整備事業者に対しその旨を通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8 基金事業者及び整備事業者は、交付申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した書面正副2部を、基金事業にあつては大臣、整備事業にあつては地方農政局長等に、それぞれ提出しなければならない。

(契約等)

第9 基金事業者は、基金事業の一部を他の者に実施させる場合は、この要綱の各条項を内容とする実施に関する契約を締結し、大臣に届け出なければならない。

2 基金事業者は、基金事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、

一般の競争に付さなければならない。ただし、基金事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

- 3 基金事業者は、前項の契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約(以下「競争入札等」という。)に参加しようとする者に対し、別記様式第7号による指名停止等に関する申立書の提出を求めるとし、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第10 基金事業者及び整備事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第2号による変更等承認申請書正副2部を、基金事業にあつては大臣、整備事業にあつては地方農政局長等に、それぞれ提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 基金事業対象経費の区分(別表の1基金事業の経費の欄の1及び2の区分)ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、第11に定める軽微な変更を除く。
- (2) 基金事業及び整備事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第11に定める軽微な変更を除く。
- (3) 基金事業及び整備事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

- 2 大臣又は地方農政局長等は、1の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(軽微な変更)

第11 交付規則第3条第1号イ及びロの大臣が別に定める軽微な変更は、別表の重要な変更欄に掲げる変更以外の変更とする。

(事業遅延の届出)

第12 基金事業者及び整備事業者は、基金事業若しくは整備事業が予定の期間内に完了することができずと見込まれる場合、又は基金事業若しくは整備事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに基金事業若しくは整備事業が予定の期間内に完了しない理由若しくは基金事業若しくは整備事業の遂行が困難となった理由及び基金事業又は整備事業の遂行状況を記載した書類正副2部を、基金事業にあつては大臣、整備事業にあつては地方農政局長等に、それぞれ提出し、その指示を受けなければならない。

(補助金の支払)

第13 基金事業者は、補助金の支払を受けようとするときは、別記様式第3号-1による支払請求書正副2部を大臣及び官署支出官宛てに提出しなければならない。

- 2 整備事業者は、第7による交付決定通知をもとに補助金の概算払いを受けようとするときは、別記様式第3号-2による概算払請求書正副2部を地方農政局長等及び官署支出官宛てに提出しなければならない。なお、概算払の請求は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第58条ただし書に基づく財務大臣との協議が調った日以

降とする。

(状況報告)

第14 基金事業者及び整備事業者は、基金事業又は整備事業に係る年度の第3・四半期の末日現在において、別記様式第4号により事業遂行状況報告書正副2部を作成し、当該四半期の最終月の翌月末までに、基金事業にあつては大臣、整備事業にあつては地方農政局長等に、それぞれ提出しなければならない。ただし、整備事業において、第13の2による概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。

2 1に定めるもののほか、大臣及び地方農政局長等は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、基金事業者又は整備事業者に対して当該基金事業又は整備事業の遂行状況について報告を求めることができる。

(実績報告)

第15 交付規則第6条第1項に規定する実績報告書は、基金事業にあつては別記様式第5号-1、整備事業にあつては別記様式第5号-2のとおりとし、基金事業者及び整備事業者は、基金事業又は整備事業を完了したときは、その日から1か月を経過した日又は交付決定のあった年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日（整備事業において地方公共団体に対し補助金の全額が概算払により交付された場合は、翌年度の6月10日）までに、実績報告書正副2部を、基金事業にあつては大臣、整備事業にあつては地方農政局長等に、それぞれ提出しなければならない。

2 第5の2のただし書により交付の申請をした基金事業者及び整備事業者は、1の報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第5の2のただし書により交付の申請をした基金事業者及び整備事業者は、1の報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（2の規定により減額した場合にあつては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第6号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに、基金事業にあつては大臣、整備事業にあつては地方農政局長等に、それぞれ報告するとともに、大臣又は地方農政局長等による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又ははない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により、基金事業にあつては大臣、整備事業にあつては地方農政局長等に、それぞれ報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第16 大臣及び地方農政局長等は、第15の1の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る基金事業又は整備事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、基金事業者又は整備事業者に通知するものとする。

- 2 大臣及び地方農政局長等は、基金事業者又は整備事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 2の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日（地方公共団体において当該補助金の返還のための予算措置について議会の承認が必要とされる場合で、かつ、この期限により難いときは、90日）以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消等)

第17 大臣及び地方農政局長等は、第10の1の(3)の基金事業又は整備事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第7の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 基金事業者又は整備事業者が、法令、この要綱又はこれらに基づく大臣若しくは地方農政局長等の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 基金事業者又は整備事業者が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合
- (3) 基金事業者又は整備事業者が、基金事業又は整備事業に関して、不正、事務手続の遅延その他不適當な行為をした場合
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、基金事業又は整備事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 大臣及び地方農政局長等は、1の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 大臣及び地方農政局長等は、1の(1)から(3)までの規定による取消しをした場合において、2の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 2の規定による補助金の返還及び3の加算金の納付については、第16の3の規定を準用する。

(財産の管理等)

第18 基金事業者及び整備事業者は、基金事業対象経費又は整備事業対象経費（基金事業又は整備事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、基金事業又は整備事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

第19 取得財産等のうち、適正化法施行令第13条第4号の規定により大臣が定める機械及

び重要な器具は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。

- 2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、交付規則第5条により定める処分制限期間（以下単に「処分制限期間」という。）とする。
- 3 整備事業者は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ地方農政局長等の承認を受けなければならない。
- 4 3の承認については、第18の2の規定を準用する。

（基本的事項の公表）

第20 基金事業者は、基金の名称、基金の額、国費相当額、基金の概要、基金の目標、給付対象となる事務又は事業の採択に当たっての申請方法、申請期限、審査基準、審査体制を基金造成後速やかに公表しなければならない。

（基金の額及び基金事業の実施状況報告）

第21 基金事業者は、基金を廃止するまでの間、毎年度、基金の額（残高及び国費相当額）、基金に係る収入・支出及びその内訳（今後の見込みを含む。）、基金の実施決定件数・実施決定額、保有割合（「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」（平成18年8月15日閣議決定）中「3（3）基金の保有に関する基準」に示されている保有割合をいう。）、保有割合の算定根拠、基金の目標に対する達成度を、基金の決算確定後速やかに大臣に報告しなければならない（別途指示がある場合はこれによること）。

（使用見込みの低い基金の返納）

第22 基金事業者は、基金の額が基金の実施状況その他の事情に照らして過大であると大臣が認めた場合又は大臣が定めた基金の廃止の時期が到来したことその他の事情により基金を廃止した場合は、速やかに、交付を受けた基金造成費補助金の全部又は一部に相当する金額を国に納付するものとする。

（区分経理等）

第23 基金事業者は、基金の経理について、基金以外の経理と明確に区分した上で、帳簿を整備し、常にその収支状況を明らかにしておくとともに、交付規則第3条第4号の規定に基づき、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備し、帳簿とともに毎年度分を整備保管し、基金の完了又は中止若しくは廃止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。

- 2 補助事業者は、取得財産等については、1の規定にかかわらず、当該取得財産等の処分制限期間中、1の帳簿及び証拠書類又は証拠物に加え、別記様式第8号による財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

（他用途使用の禁止）

第24 基金は、実施要綱別表のI基金事業以外の用途に使用してはならない。

(基金から助成金を交付する場合に都道府県に対して付すべき条件)

第25 基金事業者は、基金から都道府県に対して助成金を交付するときは、本要綱第18、第19、第23及び第24の規定に準ずる条件のほか、次に掲げる条件を付さなければならない。

都道府県が、地方公共団体以外の取組主体に助成金を交付するときは、取組主体に対し、次に掲げる条件を付すこと。

(1) 取組主体は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合には、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

(2) 取組主体は、(1)により売買、請負その他の契約をしようとする場合には、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第7号による指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

2 基金事業者は、1の規定により付さなければならない第19の規定に準ずる条件により都道府県から提出された財産処分の承認申請を承認するにあたっては、地方農政局長等の承認を受けた上で都道府県に対し承認しなければならない。

(基金運営に関する監督・指導)

第26 大臣は、「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」（平成18年8月15日閣議決定）の3及び4に規定されている各基準に適合するよう指導監督を行うとともに、当該基準に従い必要な措置を講ずるものとする。

(補助金の経理)

第27 整備事業者は、整備事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して整備事業の収入及び支出を記載し、補助金の用途を明らかにしておかなければならない。

2 整備事業者は、1の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して1の帳簿とともに整備事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

3 整備事業者は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、1及び2に規定する帳簿等に加え、別記様式第8号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

(補助金調書)

第28 整備事業者は、整備事業に係る歳入歳出の予算書及び決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第9号による補助金調書を作成しておかなければならない。



(間接補助金交付の際付すべき条件)

第29 整備事業者は、地方公共団体である取組主体に補助金を交付するときは、本要綱第4から第19(第9を除く。)、第27及び第28の規定に準ずる条件を付さなければならない。

2 整備事業者は、地方公共団体以外の取組主体に補助金を交付するときは、本要綱第4から第19及び第27の規定に準ずる条件を付さなければならない。

附 則

この要綱は、平成28年1月20日から施行する。

附 則

1 この通知は、平成28年10月11日から施行する。

2 この通知による改正前の産地パワーアップ事業推進費補助金交付要綱に基づく事業については、なお従前の例による。

別表（第3、第4、第10及び第11関係）

区 分	経 費	補助率	重 要 な 変 更	
			経費の配分の変更	事業内容の変更
<p>1 国産農産物生産・供給体制強化対策事業費補助金</p> <p>産地パワーアップ事業費補助金</p>	<p>産地パワーアップ事業基金造成費</p> <p>1 事業費 実施要綱に基づいて行う事業に係る次の(1)から(2)までに掲げる経費として、基金の造成に要する経費</p> <p>(1) 生産支援事業 (2) 効果増進事業</p> <p>2 事務費 基金の管理に要する経費</p>	定 額		<p>1 補助事業者の名称の変更</p> <p>2 事業の中止又は廃止</p> <p>3 経費の欄に掲げる1と2のそれぞれの経費の事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増</p> <p>4 経費の欄に掲げる1と2のそれぞれの経費の事業費又は国庫補助金の30%を超える減</p>
<p>2 国産農産物生産・供給体制強化対策地方公共団体整備費補助金</p> <p>産地パワーアップ事業費補助金</p>	<p>産地パワーアップ事業整備費</p> <p>1 整備事業費</p> <p>2 附帯事務費</p>	<p>1/2以内(ただし、生産局長等が別に定める場合にあつては、定める率又は額以内とする。)</p> <p>1/2以内</p>	<p>1 経費の欄に掲げる1と2の相互間における経費の増減</p> <p>2 補助率が異なる経費ごとの相互間における経費の増減</p>	<p>1 補助事業者の名称の変更</p> <p>2 事業の中止又は廃止</p> <p>3 経費の欄に掲げる1と2のそれぞれの経費の事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増</p> <p>4 経費の欄に掲げる1と2のそれぞれの経費の事業費又は国庫補助金の30%を超える減</p>